

○ 地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件	名	院議先	月提出日	付委員会	参議院	衆議院	備考
102 84 国会	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	（衆）	衆議院	大正 10年 6月 11日、四	修 正	議員決会	議本会	百二回国会衆本会議題旨説明
				大正 10年 6月 11日、四	修 正	議員決会	議本会	百三回国会衆本会議題旨説明
				大正 10年 6月 11日、五	修 正	議員決会	議本会	百三回国会衆本会議題旨説明
				大正 10年 6月 11日、三	修 正	議員決会	議本会	百三回国会衆本会議題旨説明
				大正 10年 6月 11日、二	衆衆へ同意付	参本会議題旨説明	参本会議題旨説明	続 続

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第二百二回国会閣法第八四号）

要旨

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、地方

公務員等共済組合の組合員等についても国民年金法による基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての報酬比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 1 紿付の通則に関する事項

長期給付の給付額は、平均給料月額（組合員であつた期間の各月の掛金の標準となつた給料に政令で定める補正率を乗じて得た額の全期間平均の額をいう。）を基準として算定するものとすること。また、長期給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 長期給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均給料月額の千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額（厚生年金相当部分）と、平均給料月額の千分の一・五（組合員期間が三〇〇月末満のときは千分の〇・七五）に組合員期間の月数を乗じて得た額（職域年金相当部分）との合算額（ただし、一年以上引き続く組合員期間を有しない者には職域年金相当部分は支給しない。）とし、さらに、妻、子にかかる加給年金を設けること。

なお、昭和八十一年までの二十年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで

遞減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで遞増する等の経過措置を行ふこと。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後に退職したとき、又は退職した後に六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳までの給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級（一・三級）に該当する程度の障害になつたときに支給すること。その額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額（一級障害は、その一・二五倍）とし、加給年金（一、二級障害に限る）を加算したものとすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満の者については、三〇〇月として計算する。

なお、公務等により傷病となつた場合の障害共済年金は、職域年金相当部分に一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

障害一時金は、組合員が退職したときに、私傷病により政令で定める一定の障害状態にあるときに支

給することとし、その額は、障害共済年金額（三級障害）の二倍相当額とすること。

(4) 遺族共済年金は、(イ)組合員、一・二級の障害共済年金の受給権者等、及び(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給すること。その額は、退職共済年金相当額の四分の三とし、(イ)の場合は組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月として計算すること。中高齢の子のない寡婦が受けた場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。

なお、公務等による傷病により死亡した場合の遺族共済年金は、職域年金相当部分に一定の割増しを行なうほか、最低保障額を設けること。

(5) 十二年以上地方公共団体の長である者に支給する年金については、一定の割増しを行うこと。

(6) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は停職以上の懲戒処分を受けたときは、政令の定めるところにより、職域年金相当部分の全部又は一部は支給を行わないことができる」と。

(7) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に

退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないとときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金とすること。

(8) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

(9) 年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が百分の五を超えて上下した場合に自動的に行うこととすること。ただし、(7)及び(8)のただし書による年金額については自動改定は行わないこととする。

3 費用負担に関する事項

(1) 長期給付に要する費用は、(2)によるもの等を除き、組合員と地方公共団体等が折半して負担すること。

(2) 国又は地方公共団体は、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額を負担すること。

4 その他の事項

(1) 団体組合員については、地方公務員等と通算措置を講ずることとするほか、地方公務員に対するもの

と同様の措置を講ずること。

四、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

(2) 地方議会議員の年金については、国会議員の互助年金の取扱いに準じ支給開始年齢の引上げ及び高額所得停止の制度の導入等の措置を行うこと。

二、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法等改正関係

組合員期間が二十年未満の更新組合員等で退職年金条例の退職料等の受給権を有していた者等については、退職共済年金の加給年金額を支給する等の特例措置を講ずること。

三、関係法律の整備等

1 国民年金法を改正し、地方公務員共済組合の組合員及び被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百一回国会での本院における修正に伴う、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

修正要旨

一、地方公務員等共済組合法の年金額の改定について、政府原案では、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には」「速やかに改定の措置が講じられなければならない。」とあるのを改め、「国民の生活水準、賃金その他の諸事情」とすること。

二、職域年金相当部分の年金額については、原案では組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としているが、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、船員の組合員期間について、原案では、本法律施行日前の期間はその三分の四倍として計算することとしているが、これに加えて、施行日以後五年間に限り五分の六倍として計算する特例を設けること。

委員長報告

ただ今議題となつております議案のうち地方行政委員会

で議了いたしました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につき、委員会の審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、公的年金制度一元化等の改革の一環として、地方公務員等共済制度について国家公務員共済制度の改正と同一基調に基づき改正を行うこととし、地方公務員共済組合員等の長期給付についても基礎年金制度を適用すること、年金額は厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の合算額とすること、年金額の自動改定、経過的加算、既裁定年金の取扱い、費用負担等について所要の改正を行うこと、地方公共団体の関係団体の組合員について地方公務員との通算措置を講ずること、地方議会の議員の年金について高額所得停止制度の導入を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、今国会政府より説明を聴取し質疑を行い、また、総理大臣の出席を求めて、関係委員会と連合審査会を開きましたが、その間、公的年金一元化の内容、国鉄共済等の諸問題、公務員年金のあり方等について、熱心な質疑を行いました。

質疑終局を決定し、次いで、自由民主党・自由国民會議

及び民社党・国民連合共同提出にかかる「賃金変動を年金額の政策改定の根拠規定に入れる等」の修正案について、松浦委員から修正趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員より、それぞれ原案及び修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員より、それぞれ原案及び修正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終り、採決を行いましたところ、原案及び修正案は、賛成多数をもつて可決、よつて本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、公的年金一元化の内容を明確にすることなどの附帯決議が付せられました。

以上、御報告いたします。